

気象警報への対応について

- 山城中部又は山城南部に特別警報、危険警報又は暴風（雪）警報が発表された場合の措置

時刻・状況	措置
午前 6 時現在又はそれ以降に、以下のいずれかが発表されている場合 ・ 特別警報 ・ 危険警報 ・ 特別警報又は危険警報から切り替わった警報 ・ 暴風（雪）警報	自宅待機（※ 1）
午前 11 時までに自宅待機の対象となった警報がすべて解除された場合	午後 1 時 25 分から S H R を行い、その後、午後の授業を実施（定期試験の場合は、当初 1 時間目に予定されていた試験から順に実施）
午前 11 時現在も自宅待機の対象となった警報が継続している場合	臨時休業（※ 2）
登校後に特別警報、危険警報又は暴風（雪）警報が発表された場合	関係機関と協議の上、対応を決定

※ 1 氾濫危険警報及び土砂災害危険警報については、一旦自宅待機とし、その後の対応は発表状況等を踏まえて判断するため、学校からの指示に従う。

※ 2 実施できなかった定期試験は、試験最終日の翌授業日に実施する。